

(案)

枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る

公募型プロポーザル

募集要項

令和8年1月

枚方市 総合政策部 企画課

1. 趣旨

本募集要項は、枚方市（以下「発注者」という）が実施する枚方市総合計画等策定支援業務を委託するに当たり、プロポーザル方式により優先交渉権を選定するための手続き等を示したものである。

2. 委託業務

（1）業務内容

別紙「枚方市総合計画等策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、枚方市総合計画等策定支援の検討に必要なと思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、発注者と契約締結に向けた協議及び調整を行ったうえで決定する。

次期総合計画等の策定の基本的な考え方については、「（別紙）策定における基本的な考え方」を参照すること。

（2）委託期間

契約締結日から令和10年5月31日まで

なお、委託期間内のスケジュール等については、仕様書を基本とするが、発注者と受注者が協議の上、別に定める。

（3）提案上限額

委託料として29,400千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※うち、令和8年度は、19,000千円以内

※支払いは、各年度末までの出来高に応じて2回の部分払いと完了払いを行うものとする。

（4）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、「4. 参加資格・企画提案審査の受付（2）参加表明の受付」のとおり参加表明を行い、次に掲げる①～⑦の要件をすべて満たすこと。

複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する者にあたっては、構成員全員が要件を満たすこと。また、共同企業体においては代表団体を定めるとともに、構成団体間における代表団体の責任割合を最大とすること。

なお、提案審査結果の通知までに、要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消す。

- ① 過去10年間の間に、地方公共団体（中核市の人口規模以上）と契約した本業務と同様もしくは類似する業務の取扱い実績を有すること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ③ 参加表明書の提出締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
 - ④ 枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第8条の規定による措置を受けていないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
 - ⑥ 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ⑦ 選定審査会の委員が属する企業等又はその企業等と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ※ ①の要件については、共同企業体の構成員のいずれかが要件を満たしていればよい。

4. 参加資格審査・企画提案審査の受付

（1）参加資格・企画提案審査に関する質疑の受付

① 受付期間

「8. 募集要項・仕様書等の公表（2）実施スケジュール」の「参加資格・提案審査に関する質疑の受付」のとおり。

② 提出方法

質疑はEメールのみとし、件名は「【質疑】枚方市総合計画等策定支援業務」とすること。「様式7 参加資格・提案審査に関する質疑・回答書」に記載の上、Eメールに添付して下記のアドレスに送信するとともに、到達確認の電話連絡をすること。質疑事項がなければ提出は不要。

【電話番号】072-841-1254

【Eメールアドレス】kikaku@city.hirakata.osaka.jp

③ 回答日・回答方法

企画課ホームページ（質疑回答公表）に掲載する。なお、回答内容は本件募集要項・仕様書と一体のものとして取り扱う。回答に対する再質疑は受け付けない。

時期については、「8. 募集要項・仕様書等の公表（2）実施スケジュール」の「参加資格・提案審査に関する質疑への回答公表」のとおり。

（2）参加表明の受付

① 受付期間

「8. 募集要項・仕様書等の公表（2）実施スケジュール」の「参加表明書等の受付」のとおり。

② 提出方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、受付期間内に必着するように郵送もしくは企画課窓口へ持参するとともに、Eメールにてデータも送付すること。なお、窓口の場合は平日午

前9時から午後5時30分までの間に持参すること。

【郵送宛先】

枚方市役所 総合政策部 企画課

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2-1-20

③ 提出書類

提出書類の記載方法や提出方法等については「様式集」による。部数が複数の書類については原本1部及び原本の写しでも可とする。必要書類は下記のとおり。

<表：提出書類（参加表明）>

| 名称 | 様式 | サイズ | 部数 |
|-----------------|-----|-----|----|
| 参加表明書（※1） | 様式1 | A4 | 2部 |
| 参加資格確認書 | 様式2 | A4 | 2部 |
| 業務責任者の実績確認書 | 様式3 | A4 | 2部 |
| 暴力団排除に係る誓約書（※1） | 様式4 | A4 | 2部 |
| 納税証明書（※2） | — | — | 1部 |

※1 共同企業体で参加する場合、様式1については代表団体において記入、様式4については構成する全団体分（各2部）を提出すること。

※2 「申告所得税」「法人税」及び「消費税」について未納が無いことを証明する「納税証明書」を提出すること。ただし枚方市内に事業所を有する場合は「市税の滞納無証明書」についても提出すること。

④ 参加可否の通知

プレゼンテーションへの参加の可否は、プレゼンテーション実施日の確定とあわせて2月下旬に通知する。

(3) 企画提案書等の受付

① 受付期間

「8. 募集要項・仕様書等の公表（2）実施スケジュール」の「企画提案書等の受付」のとおり。

② 提出方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、受付期間内に必着するように郵送もしくは企画課窓口へ持参するとともに、Eメールにてデータも送付すること。なお、窓口の場合は平日午前9時から午後5時30分までの間に持参すること。

【郵送宛先】

枚方市役所 総合政策部 企画課

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2-1-20

③ 提出書類

必要書類は下記のとおり。ただし、書類は1者につき1件しか提出できない。

<表：提出書類（企画提案）>

| 名称 | 様式 | サイズ | 部数 |
|--|-----|-----|-----|
| 企画提案書 (様式5を鑑につけること。鑑以外は縦横などレイアウト含め任意様式) | 様式5 | A4 | 10部 |
| 見積書（経費内訳書） | — | — | 10部 |

※共同企業体にあつては、代表団体において記入すること。

④ 提出書類の注意事項

- ア. 企画提案書は「5. 企画提案審査の実施（3）企画提案審査の評価基準」に定める評価項目の順及び内容に対応した構成とし、簡潔明瞭に記述すること。
- イ. 文書を補完するためにイメージ図、イラスト、写真等は使用してもよい。
- ウ. 提案内容は全て提案価格の範囲内で実現できるもののみ記述すること。
- エ. 使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- オ. 記入すべき該当事項がない場合でも、その旨を記入し提出すること。
- カ. 様式は、Word、PowerPoint等で作成し、文字の大きさは10.5pt以上とすること。
- キ. 複数枚となる場合は、様式の右下に番号を振ること。（例：1/3、2/3）
- ク. 企画提案書は、印刷形式をA4片面とし、鑑を含め概ね30ページ以内とすること。

5. 企画提案審査の実施

(1) 審査体制

本プロポーザルを実施するに際して、中立かつ公正な審査が行われることを目的とし、学識経験者等で構成する「枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会」（以下、「選定審査会」という）を設置している。本プロポーザルの実施にあたっては、募集要項に定める各提出書類の提出を求め、選定審査会に諮って審査を行い、最優秀提案者（契約候補者）及び優秀提案者を選定する。

<表：枚方市総合計画等策定支援業務事業者選定審査会> ※五十音順（敬称略）

| 所属 | 氏名 |
|---------------------------|--------|
| 大阪工業大学情報科学部データサイエンス学科 准教授 | 坂平 文博 |
| 中川恵子税理士事務所 税理士 | 中川 恵子 |
| 同志社大学 名誉教授 | 新川 達郎 |
| 京都女子大学心理共生学部心理共生学科 教授 | 橋本 有理子 |
| 本多重夫法律事務所 弁護士 | 本多 重夫 |

(2) プレゼンテーション

全参加者に対し、提案内容のプレゼンテーションを求める。

① 実施日時等

「8. 募集要項・仕様書等の公表（2）実施スケジュール」の「プレゼンテーションの実施」のとおり。

※詳細は2月下旬に郵送により参加者に通知する。

② プレゼンテーション方法（予定）

ア. 所要時間は、説明20分、質疑応答15分程度を予定している。

イ. 使用する資料は、企画提案書のみとし、追加の資料配布は認めない。

ウ. プロジェクターを使用したスライドの使用を可とする。なお、プロジェクター（HDMIケーブル）は発注者が用意する。

※使用する場合は、企画提案書提出時に申し出ること。

エ. 出席者は3名以内とし、業務責任者となる予定の者は、必ず出席すること。

オ. プレゼンテーション内での発言については、企画提案書と同等の取扱いとする。

カ. プレゼンテーション方法に変更があった場合は、全参加者に通知する。

キ. 審査を目的として、プレゼンテーションの内容を録音、録画し記録する。審査会委員の不足の事態等による欠席の際には、これを使用し審査を行う。

(3) 企画提案審査の評価基準

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を基に、次の評価基準に基づき審査を行う。

審査会委員5名が評価した結果の「経費見積」以外の項目の合計点255点を下限の点数とする。

<評価基準> (単位：点)

| | 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
|------------------|-------------------------|---|--------------|
| ■ | ・会社、業務責任者の履行実績 ・実施体制 | ① 総合計画等の策定支援業務実績及び業務責任者の履行実績や経歴は十分であるか（総合計画等の策定支援業務実績及び経歴の有無、期間等） ② 発注者の要請や協議に対して、柔軟に対応できる体制がとられているか | 各5 (小計10) |
| | ・現総合計画への理解 ・実施手順 | ① 枚方市の特徴や課題等への理解は十分か ② 業務実施手続きを示す業務フローまたは工程表等はスケジュールや策定体制を理解し、記載しているか | 各5 (小計20) |
| ■ | ・理解度 ・提案内容の的確性 | ① 本業務の目的や仕様書への理解は十分か ② 提案内容の各項目の内容は具体的かつ論理的で量も妥当か ③ 提案内容の実施手法は的確であるか | |
| | ・独自提案 | ① 仕様書にない枚方市の特性を捉えた独自性や先進性のある提案がされているか ② 独自提案は有益で実現性のある提案であるか | |
| | ・AIなどのデジタル技術の活用 | ① 具体性のある提案がされているか ② 独自性のある提案がされているか ③ 先進性のある提案がされているか ④ 実現性のある提案がされているか | |
| | ・市民参画の手法 | ① 各種アンケートやワークショップで市民等から幅広く意見を聞く手法が具体的に提案されているか ② 聴取した市民の意見やニーズの分析手法について具体的な提案がされているか | |
| ■ | ・対応力 ・取組意欲 | ① 質疑応答において、的確な対応ができていないか ② 枚方市の市政全般において偏りのない知識と関心を持ち、取組意欲や熱意、積極性が感じられるか | 各5 (小計10) |
| 計 (審査会委員5名の計) | | | 85 (計425) |
| ■ | ・経費見積 | ① 全提案価格のうち最低価格÷当提案価格×75 ※小数点第2位を四捨五入する | 75 |
| 合 計 | | | 500 |

(4) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定方法

評価点の最も高い参加者を最優秀提案者（契約候補者）に、次点者を優秀提案者に選定する。

(5) 1者提案の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても評価基準に基づいた内容の審査を行う。審査の結果、「5. 企画提案審査の実施（3）企画提案審査の評価基準」に定める下限の点数を満たす場合、契約候補者として決定する。

(6) 提案審査の結果等の通知・公表

提案審査の結果は、本プロポーザルに参加した者に対し4月中旬に郵送にて結果通知書を送付する。また、審査結果及び講評は最優秀提案者及び優秀提案者の選定後に、枚方市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果等についての疑義や問い合わせは、一切受け付けない。

6. その他 留意事項

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は原則として失格とする。

- ① 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ② 提出書類が、「募集要項」及び「様式集」に示された条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ④ 参加者及び協力事務所が、選定審査会の委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- ⑤ プレゼンテーションにおいて指定された時間に遅れた場合
- ⑥ 第三者の肖像権・所有権・著作権を侵害する提案をした場合
- ⑦ その他、公平な競争の妨げになる行為・事実があったと発注者が判断した場合

(2) プロポーザルの中止

- ① 社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により募集を中止する場合がある。
- ② 中止となった場合は、参加者に対して発注者は一切の責任を負わない。

(3) その他

提出書類の提出後における内容の変更は認めない。記載すべき該当事項がない場合でも、その旨を記載し提出すること。

- ① 全ての提出書類は返却しない。
- ② 提出された企画提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、作成者である参加者に帰属するものとする。
- ③ 企画提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ④ 本プロポーザルの応募に関する全ての提出書類については、枚方市情報公開条例の規定において、公開しないことができる情報を除きすべて公開の対象となる。
- ⑤ 参加表明書等の提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「8. 募集要

項・仕様書等の公表（２）実施スケジュール」の「企画提案書等の受付」の最終日までに、「様式６ 辞退届」を提出すること。

- ⑥ 共同企業体により参加する場合は、企画提案書提出時に共同企業体協定書（様式８）を提出すること。
- ⑦ 第三者との間に第三者の権利に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任・負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

7. 契約の締結

（１）最優秀提案者選定後の取扱い

提案審査により選定された最優秀提案者を契約候補者として、発注者は契約交渉を行う。その際、企画提案書に記載された内容については、基本的に仕様書と一体のものとして取り扱うが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

（２）契約交渉及び見積書の提出

発注者は、契約候補者の提案内容を含めた契約交渉を行い、再度の見積徴収を行う。ただし、契約候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者（優秀提案者）に対し同様の交渉を行う。

（３）契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、契約候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該契約候補者と契約を締結しない。この場合において、当該契約候補者は違約金として提案価格の100分の3に相当する金額を発注者に支払わなければならない。また、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しない場合も同様とする。

- ① 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
- ② 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。
- ③ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てを行ったとき。
- ④ 提出書類等に虚偽があった場合。

8. 募集要項・仕様書等の公表

(1) 公表・配布方法

以下のホームページにて公表、配布する。

時期については、「8. 募集要項・仕様書等の公表 (2) 実施スケジュール」の「募集要項等の公表」のとおり。

【企画課ホームページ】

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000053008.html>

(2) 実施スケジュール

| 内 容 | 日 程 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 募集要項等の公表 | 令和8年1月21日(水) |
| 参加資格・提案審査に関する質疑の受付 | 令和8年1月21日(水)～ 1月28日(水)17時 |
| 参加資格・提案審査に関する質疑への回答公表 | 令和8年2月5日(木)17時 |
| 参加表明書等の受付 | 令和8年1月21日(水)～ 2月12日(木) |
| 企画提案書等の受付 | 令和8年2月5日(木)～ 2月20日(金) |
| プレゼンテーション実施日、要領等の通知 | 令和8年2月下旬 |
| プレゼンテーションの実施 | 令和8年3月18日(水)または、 令和8年3月9日(月) |
| 提案審査結果の通知 | 令和8年4月中旬 |
| 提案審査結果の公表 | 令和8年4月下旬 |

(3) 配布資料

- ① 枚方市総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項(本書)
- ② 仕様書
- ③ 参加表明書(様式1)
- ④ 参加資格確認書(様式2)
- ⑤ 業務責任者の実績確認書(様式3)
- ⑥ 暴力団排除に係る誓約書(様式4)
- ⑦ 企画提案書(様式5)

- ⑧ 辞退届（様式6）
- ⑨ 参加資格・提案審査に関する質疑・回答書（様式7）
- ⑩ 共同企業体協定書（様式8）

（4）受付等に関する問い合わせ

枚方市役所 総合政策部 企画課

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2-1-20

電話：072-841-1254（直通）

メール：kikaku@city.hirakata.osaka.jp